

平成23年第3回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成23年9月 8日

閉 会 平成23年9月15日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（9月14日）

出席議員 8名

1番	久 慈 修 一 君	2番	藤 田 修 一 君
3番	森 弘 美 君	4番	坂 本 豊 君
5番	久 慈 省 悟 君	6番	青 木 倉 元 君
7番	山 舘 清 剛 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
教 育 長	八 戸 良 幸 君
会 計 管 理 者	木 村 春 美 君
総 務 課 長	八 戸 純 一 君
税務課長兼ふれあい センター事務局長	芳 賀 作 君
住 民 課 長	越 田 茂 弘 君
健 康 福 祉 課 長	浜 田 亮 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 亮 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本 勲 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長 川崎清春 君  
議会事務局 主幹 中川孝治 君

---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3番 森 弘美 君  
4番 坂本 豊 君

---

議事日程（第2号）

第 1 一般質問 4番 坂本 豊 議員  
第 2 一般質問 1番 久慈修一 議員  
第 3 一般質問 3番 森 弘美 議員  
第 4 一般質問 2番 藤田修一 議員

午前9時40分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問 4番 坂本 豊議員

○議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は4名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、4番坂本 豊君の質問を許します。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。通告に従って質問をいたします。

まず第1に、住民検診について伺いをいたします。

住民検診は間口を広げることができないかという通告であります。インフルエンザ予防接種のように、一般検診をどこの病院でも受けてもよいような、そういう制度にできないかということですが、このことについてまず最初にご答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） お答えいたします。

まず、一般検診と言っているのは特定検診のことだと思いますけれども、蓬田村ではご承知のことと思いますが、住民の集団検診として特定検診とがん検診等を同時に同じ場所で、送迎車を出し、無理なく受診できる、休日の3日間連続体制をとっています。その住民検診を自分の都合のよい日にどこの病院でも受けられる制度とすることは、諸所の事情、理由により考えていません。

その理由として、現在の方法が地域の保健協力員の長年にわたる活動のもと、周知徹底がなされ、住民にとっては年中行事の一つとなり、定着しているのではないかと考えております。そして、1カ所で集団で実施していることにより、検診料金の単価が低く抑えられています。そのことにより、住民負担も少なく済んでいます。特に特定検診を担っている村が保険者の国保会計にとっては、支出が抑えられていると考えています。青森市で現在実施している市医師会との契約の単価の、蓬田の場合は半額となっております。

また、坂本議員が要望している制度とした場合は、住民負担がふえるのはもちろんの

こと、個々の病院による検査項目や判定基準の違い、検診結果の把握月日がばらばらとなり、計画的な特定保健指導が取り組みにくくなります。さらには、今の保健師の体制では訪問指導活動がこなせなくなるものと懸念しています。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 今回の受診率と、あと目標人数というのは、どのくらいになっておりましたか。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） 平成23年度については、まだ検診センターの方からデータが来ていないのでわからないのですが、平成22年度であれば、31.5%となっております。その前の年が20.5、21年が20.5、22年度が31.5。それから、数字で目標とかは設定していません。何人とかは設定していません。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 特定検診とがん検診というふうに言いましたけれども、私が特に強調したいのががん検診の方なのです。いろんな病院に行かれないという、検診を受けたくても受けられないという人も、この数字からあるわけですが、故意に行かない人もいますけれども、30%ぐらいであれば、あとの70%の方は行っていないわけですよ。もし先ほど質問したように、インフルエンザの予防接種はどここの病院に行っても受けられるわけですので、その人の仕事の都合とか、時間のあるときにどここの病院で受けても役場の助成が受けられるという制度にすれば、もっと受診率が上がるのではないかとこのように考えます。

ですから、今行っている住民検診をやめて、それに移行しなさいという趣旨ではなくて、受けられない人のためにも、そういうよその病院でがんの検診を受けても、市の助成が幾らかでも受けられる、そういう制度にできないかという質問なわけです。それもすべて否定しないで、まず試験的にでもよいですから、例えば胃がん検診、それから大腸がん検診のカメラとかそういうもの、胸のCTスキャンとかもあるわけですよ。そういうものに対して助成できないかということなのですが、もう一度答弁お願いしたいのですが。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） やることについては不可能ではないのですが、先ほども申し上げましたけれども、まずは料金が高くなる。インフルエンザの予防接種の

やり方であれば、償還払いというやり方でやってきています。償還払いというのは、本人がその機関にお金を払いまして、それを持ってきて、役場の方でまた足を運んできて申請書をつくってまた申請すると、そういう形では実施していました。ということで、そういうことをやれば、逆に下がるのではないかと。特に特定検診とがん検診と同時にやりたい人であれば、まずかかりつけ医があって、そこの医療機関に行った場合は、特定検診の方は可能であっても、設備とかの問題でがん検診ができないとかという場合であれば、また別の医療機関に回ったりしなければならぬと。そういうさまざまなことが逆に住民に混乱を与えるのではないかと。そう思っております。

ただ、理由としては、今現在の大きな理由としては、料金の、経費の問題が一番大きい問題です。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 答弁があって、お金がかかるということなのですが、やはり経費をかけても受診率を上げて予防を徹底することが医療費を全体的に下げることにも、私はつながると思いますので、ぜひ検討の余地があるのではないかと思います。

次に、水土里保全隊事業の継続について質問をいたします。

水土里事業が5年間という期間で、ことしが最後なわけですね。また継続して事業を行えるのではないかと期待があったわけですが、話によりますと、今の東日本大震災の影響でそちらの方に国がお金を回さなければならないので、この水土里事業というのが継続は新たな事業として継続は可能性が低いのではないかと話も聞かされております。まずその情報というのはどのようになっているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 水土里保全隊の事業につきましては、平成23年度、今年度で終了の予定でございます。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 当初からの5年間ということなので、わかるわけですが、今の水土里事業でかなり手がつけられないような道路の雑草刈りとか、そういうものも行えてきて、地域の人にとっては好評を得ております。ですから、ぜひ国で事業の継続ができない場合でも、村で今までも5年間、4分の1を約1,000万円ほどを負担してきているわけなのですが、国ができなければ村、そして県だけでもこの事業にかかわるものとして予算をつけてできないのか。これについて答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 国が今の事業を終了した場合は、村単独での実施をする考えは持っています。ただ、総事業費につきましては、財源の問題がいろいろとありますので、今後、もし終了した場合は、財政側と協議をしながら検討していきたいと、こう思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 今、金額は示されませんでしたけれども、県の方でも同じ4分の1負担しているわけなので、もしできれば、村と県で行える可能性がないのか、その辺、県の方とも協議をしながら詰めるという方向性はあるのか。その辺についてもう一度答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 県の方とまず県の4分の1の分については確認はしてございますが、これから国の事業が終了した場合は、要望していきたいと思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 何とか水土里事業にかわるものをぜひお願いをしたいと思えます。そして、県との交渉もぜひ精力的に行うようお願いをしたいと思えます。

次に、3番目の野田新政権の原発再稼働発言について質問をいたします。

野田新政権がやはり原発の再稼働をするということがもう明らかになっているわけです。東通原発というのは我が村からも60キロと、すぐ目と鼻の先にあるわけですね。今後、北海道の東沖にある日本海溝の方で大地震が発生するのではないかという、そういう危惧がされているわけです。襟裳岬からは約240キロ離れているわけですね。今回の東日本大震災の震源地も日本海溝で仙台、宮城県沖240キロのところにあります。ですから、今起きた地震に想定しても、その北海道の同じ日本海溝のところで大きな地震が400年ほど起きていないということから、今心配されているわけです。そのときに、襟裳岬には津波によって二十四、五メートルの津波が予想されているということ、私は報道で聞きました。そうなりますと、やはり東通原発の近くにも15メートルくらいの津波が予想されるわけです。

そうなりますと、福島第一原発のような大きな被害が出る可能性もあるわけで、ぜひこれはとても危険なことなので、この事故の検証も今までされていないわけですね。で

すから、陸奥湾も東通原発が同じような事故に遭いますと大変なことになると思います。ですから、この再稼働というのは私はとてもじゃないが認めることができないと思っておりますが、その点について村長の見解をお伺いをいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 3月11日の大地震、そして大津波ということで、国中が大変な被害をこうむったわけでありまして。特に原発の事故では、これはもう未曾有の大被害ということになるわけでありまして、原発についてはやはりもはややめるべきだと、そして、クリーンエネルギー、そういうものに切りかえていくと、こういうような方法でやはり再度国全体が考え直すべきだと、私はそう思っております。青森県にもそういう施設があるわけでありましてけれども、やはりできるだけ早い時期にそういう方針を示して、国は原子力エネルギーから転換するべきだと、私はそう思います。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 前回も同じような質問をしたわけですが、六ヶ所村の核燃料サイクル基地関連の補助金というものを村がもらっている問題について、これはもらうべきではないという趣旨の質問をしたわけですが、これに対して村長は、迷惑をかけているので当然もらうべきだという答弁をしたわけですね。私はやはりこのことをずっとまた考えて、村長の真意がまだわかりません。どういう迷惑を受けたのか、まずそれについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 青森県の場合も、例えば米の問題とか、リンゴの問題とか、その他の農業の問題では非常にこの風評被害が出ているということで、我々としてもこれからことしの稲の問題とか、リンゴの問題、非常に危惧しているわけでありまして。特に台湾とか、あるいはシンガポールとか、あるいは韓国でもそうでしょうけれども、日本の米とかリンゴについては非常に敏感になっておりまして、この輸入を大幅に減らしているというような状況でございます。ですから、やはりそういうことを考えた場合に、原発はなくするというのが一番でしょうけれども、現状ではそういうふう動いているところがあるわけでありまして。ですから、我々としても、この迷惑料というか、この風評被害についてはやはりちゃんと補償してもらおうと、そういう観点からもこの原発の立地交付金についてはやはりもらうべきだと、このように考えております。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番(坂本 豊君) 核燃施設、それから、原発関連の予算の中で、当然原発を推進する方、つくる方としては、その立地にあたっては当初は住民からものすごい反対の声が上がるわけですね。危険だということは皆さん知っていますから。それをいかにして説き伏せたかということはいまもう明らかになっていまして、お金で買収をして土地を購入するという方法をずっととってきたわけです。何せ原発を1基つくるのには3,000億から5,000億円のお金がかかると言われ、それに対する事業というのはものすごいわけですね。それをつくる業者というのは、日立とか三菱重工とか、いろんな日本の大手の大企業です。この大型の事業を推進するために、住民の数というのは割合少ないわけで、札束攻勢でいかにもされてきたということが今までも明らかになっているわけです。小さな村とかに何十億というお金を寄附をしたりしています。その寄附の利息をもって各集落に100万、200万単位のお金を毎年あげるとか、そういうことで住民はだんだん原発に反対をできなくなってきたと。村の人たちの仕事も原発関連の仕事につくようになって、もはや反対することは許されないような、そういう地域になってしまうというのが、今までの現状であります。

ですから、核燃関連のお金をもらうということは、やはりその地域周辺の人たちにお金をあげることによって鎮静化させようとしたり、反対する人たちを説き伏せようとしたりするというのが目的なわけですね。別に迷惑をかけているから払うというのではないので、それをわかっておりながらもらうということは、私は信念に反するのではないかと思います。

核燃サイクル基地計画が出されたときには、三上隆雄さんをはじめとするそういう反対の知事選挙にも大きな影響を与えておりました。そのように県内の人たちというのは、ほとんどは核燃サイクル基地に反対なわけです。ですが、新聞報道でもわかるように、当時の六ヶ所村議会あたりはそれを推進する決議を出しています。私は地元の今の議会であれば、立場でいけば、これは当然だというふうにも見受けられるわけですが、それにかわる六ヶ所への支援というのが別に必要なわけですね。六ヶ所の住民がすべて賛成しているわけではなくて、今までお金をもらってきたのを急にとめる、ストップするということは、これは当然反対の声が出るのは当たり前話であります。

ですが、いったん事故が起きると、そんなお金のことよりも今生きるか死ぬかという、ましてや青森県に人が住めるかどうかという重大問題になるわけです。ご存じのように、2006年に試験的に核燃サイクル基地を操業するといっても、いまだに事故が多発で稼働



しておりません。ということは、もうあの施設そのものが欠陥なわけですよ。その欠陥の上でさらなるお金をつぎ込んで稼働するということは、重大な事故をいつ起こすかわからないわけです。福島原発事故のようなものではなく、その100倍も危険な施設なわけですから、放射能の量というのはもう莫大なわけですよ。とてもじゃないがここに人が住める状態にはならないというのが常識です。

ですから、反対する立場であれば、そういう関連のお金は一切もらわない。そして、強い意思でもって核燃サイクル撤廃を私は村長は求めるべきだと思います。再度答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） いずれにしても、核燃についてはもうはっきりやめて、クリーンエネルギーの方へ切りかえるべきだと、国がそういうような立場に立つべきだということを私は思っております。また、民主党の方もそういう考えの議員もいるようでございます。野田総理大臣はちょっとニュアンスが違うようでありますけれども、いずれにしても、もはや日本の場合は地震国でありますし、核燃についてはやはりなじまないと、このように考えております。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 私は前回の質問の中で、村長が私の核燃関係のお金をもらうところで答弁がありました。それを私はちょっと誤解をしていました。この通告書にもあるように、お金をもらうことに、これは私の質問です。お金をもらうことに反対をするならば、あなたの党が、共産党がお金を出すのか。そういう答弁だったというふうに通告書には書いておりましたが、後で恥ずかしい話ですが、議事録では共産党の方でもその数千万円のお金をどういふぐあいに歳入歳出を合わせていくのかということも考えるべきだと、こういう答弁だったわけですね。ですから、私は反対するならばあなたのお金を出しなさいというふうにとらえたわけですが、これは誤解でありましたので、ただ、私はこの村長から質問を受けたということで、これに答弁したいと思います。歳入歳出を合わせていくのかということになれば、その核燃料サイクル関連の歳入がなければ、それに関連した支出はしなければいい。ただそれだけです。お金が来なければ、それに関連した車の購入とかやめればいいだけの話です。ですから、核燃サイクル関連の予算がなければ、蓬田村の財政が狂ってしまうとか、そういうことではない、大したことではないわけですね。ですから、そのように私は考えます。

あともう1点ですが、核燃サイクル関連の予算ということで、私は所用があつて北海道へ4月に行ってきたときに、泊原発の村を見てきましたけれども、その施設たるものや大変なものです。いろんな大きい建物やら広場などがあつて、その泊村の状態というのはよくわかりませんが、そういう原発で潤っている村、町というのは、ほとんどの建物、箱物をつくっています。ですから、箱物をつくれば維持費もかかるし、老朽化していきます。ですから、いったんもらったときはいいけれども、それを維持するにはお金がかかるわけで、常に原発のお金に依存しなきゃならないという矛盾が出てくるわけですね。新潟県の柏崎の刈羽原発も見てきました。そこは近くには行きませんが、道路から煙突が見えるわけですが、その柏崎の原発も大変なものです。ですから、原発関連のお金というのは、それにいったんのめり込むと、もはや戻れなくなるということもありますので、そういうものには頼らない、そういう財政が必要ではないかと思えます。

次に、4番目の農業関係の交付税について質問をさせていただきます。

質問では、農道と村道に対する交付税は幾らになっているのか。そのうち、村道でも農地にあるものは幾らになっているかということに答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） お答えします。平成23年度普通交付税における算入額でございます。まず、村道につきましては、道路面積等と道路延長に分けて交付されております。まず、道路面積の分は約4,672万1,000円。それから、道路延長に対しましては約2,825万1,000円。合わせて7,497万2,000円となっております。

また、農道の交付税の算入額につきましては、約72万6,000円となっております。

次に、村道でも農地にある分は交付税の算入額が幾らになっているかということにつきましては、村道は路線ごとに農地にあるかどうか仕分けする作業が伴います。この作業が結構労力的にかなりかかりますので、算入額につきましては、算出が難しいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 村道に対する全体の交付税というのは幾らになっておりますか、それは。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 先ほども説明しましたように、7,497万2,000円でございます。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 以前質問したことがあるわけですが、たしか村道関係では私は億単位で来ているというふうに解釈しておりました。それに対して農林水産予算というのは、昨年の予算でも7,800万円ほどしかないということで、農道関係、そして村道に対して交付税がきている割には農林関係の予算が少ないということでありました。ただ、農道の72万円というのは、恐らく短くて農免道路とか団体営農道とか、そういう農道という名前がつく道路だと思います。村道になっているほとんどは農地にあるわけで、実質的には見方によればほとんどが農道なわけですね。ですから、この村道に來ている交付税7,400万円ほどと言いましたけれども、そのほとんどが実は農道だと私は解釈しております。それに対して農林水産予算が少ないので、もっと農道関係に関連した予算を村は算出すべきではないかと思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 農道整備とか、並びに農業関係に投資する予算が必要な場合は、交付税の算入額にかかわらず投資してきてございます。また、これからもそういうふうな考え方に立って投資していくことに変わりありませんので、交付税算入額が幾らになっているから予算額もそれに見合った相当額を計上すればいいのではないかということは、やはりその年度ごとの事業展開をする際に、当然投資しなきゃならない場合は投資するという考え方でございますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 今、質問回数3回過ぎましたけれども、先ほどの水土里の事業が終わると各振興組合では砂利を買うお金はまず振興組合で出せないと。ですから、水土里がなくなってもそういう村が農道関係の予算として砂利を購入できるように、そういうふうに私はすべきだと思います。そういうことを要望して質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（木村 修君） 以上で、4番坂本 豊君の質問を終わります。

---

#### 日程第2 一般質問 1番 久慈修一議員

○議長（木村 修君） 日程第2、1番久慈修一君の質問を許します。久慈修一君。

○1番（久慈修一君） おはようございます。私はこのたびの一般質問におきまして、村民にかかわりの深い質問、3点について細かく質問をしていきたいと思っておりますので、何

とぞ質問の間数が多いもので、数が多いものですから、できれば的確にお答えいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

まず、第1点目でございます。蓬田紳装の民営化及び経営内容についてお伺いをしたいと思います。

その細かい第1点でございますけれども、去る6月村議会の定例会一般質問におきまして、総務課長から民営化できるように努力していきたい。また、私の一般質問におきまして、村長から、議員は関与するべきではない。完全民営化に入っていくのだというご答弁をいただきました。

またその後、6月21日の議員例月集会におきましても、蓬田紳装の民営化を行う。議員の関与を少なくするというを明言しております。この民営化の政策決定はいつだれがどのような手続を経て決定したものであるのかご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 蓬田紳装を民営化することにつきましては、平成18年3月10日に策定しました蓬田村行政改革集中改革プランの中に、第三セクターの見直しという項目があり、その中で株式会社蓬田紳装を平成21年度までに完全民営化を実施予定となっております。この蓬田村行政改革集中改革プランは3月10日に村長の決裁を経て策定しておりますので、だれが決定したのかということでは、要するに蓬田村で策定した計画でございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 今、答弁がございましたけれども、3月10日に決済を経て決めている。蓬田村が決めたものだということでございますけれども、紳装を完全民営化するという一つの政策というのは、村長が例えば独断でできるものというふうに私は解釈しておりません。蓬田村が決めるということは、そこに議会の関与がなければ決定された政策と言えないかと私は思うのであります。ただ予算書みたいに数字を並べて、その数字によって決めてもらうことだけが蓬田村の政策ではございません。その方向についてもやはり議会に協議をするなりして決めていただくのが本当の意味だというふうに私は思うのであります。その時点で議会に対して何らかの協議あるいは報告ということが行われたのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。知っているのは村長だと思いますので、村長の方にお伺いをいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） この集中改革プランの計画の内容につきまして、特別時間を設けて議会の方に説明したかどうかの確認はしておりませんが、いずれにしてもさまざまな予算の中での集中改革プランに伴う計画ですので、予算だけでなく職員採用の際の提出とか、条例の改正とか、その辺の中で説明はしているのではないかと、いうふうに考えてございます。

それから、今回の計画は国が平成17年に地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を策定して、全国の市町村に第三セクターの統廃合、整理等の見直しをするようにというような方針を出しております。その方針がこの蓬田村集中改革プランの中に項目としてあります。したがって、国から示されている項目でもありますので、その項目に対して蓬田村がどういう考え方でこれから第三セクターの見直しをしていくかということ、を計画の中でうたっております、その結果が完全民営化を実施予定というふうに計画したものでございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） この問題はそういうふうにして決まったということですので、次に入ります。

それでは、民営化するというところでございますけれども、その民営化ということ、は、村民にとって何かよいことがあるということ、要するに我々が行政を行うということは、村民のため、福祉の向上のために我々は行政をやっているわけでありますから、民営化することによって、何かそういういい点があるのではないかと。これまで平成18年に行政改革集中プランをつくって、実際に行政改革を進めてきたわけであります。補助金の減額、職員の減員、それらを実施してきたわけです。単なる指針とか方向ではありません。今回その中で平成19年から21年までこれらを実施してこなかったのに、今回村長がこういう民営化をしますということを議会に表明した、その決断した理由というのは何だったのでしょうか。お伺いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 集中改革プランの中で、民営化を実施予定というふうなことをうたっておりますけれども、この趣旨は、現在村が株式会社蓬田紳装の方に9,000万円出資してございます。その出資が改革プランの中ではその資本金を引き上げ、村の出資がない100%民間資本の会社にするというふうな趣旨でございます。

その民間に完全民営化すればどのようなメリットがあるかということにつきましては、

本来は株式会社は第三セクターではなく、完全に民間資本によって運営し、また、その社員並びにあとは株主とか、さまざまな意見を入れながら利益の追求をしていくのが一番望ましいのではないかとこのように考えてございます。そういうふうなことが最終的には社員並びに、社員は住民の方がほとんどでございますので、それらの方に給与とか、そういうふうなことで還元されていく、そういうふうなメリットはあるかと思っております。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 今第三セクターを完全に資本を民間にやって、100%民間資本にするということをおっしゃいました。第三セクターというのは、第1が例えば行政なら行政、第2が民間、この二つが混じるから第三セクター。それが民営化と言われるかどうか分かりませんが、いわゆる共同で地域振興なり、あるいはその施設の管理なりをするというのが第三セクターの役割と私は考えていますので、今の答弁の中で第三セクターで100%やる云々というのは少し的外れたような、私は回答を受けたわけですが、それはともかくとして、第1セクター、例えば公共団体、第2セクター、民間資本、これらが共同して蓬田紳装をつくったその背景というものをもう少し考えていただきたい。

蓬田紳装は皆さんご存じのとおり、昭和52年3月の創業、それ以来、歴代村長を初め関係者の方が限らない努力を積み重ねて、やっと去年の22年の3月決算において、念願の黒字経営が達成されたわけでありまして。今期の議会に対する決算書を見ましても、平成23年の3月決算においても黒字経営というふうになっています。今考えますと、先人の、先輩たちの遠大な計画、約33年の時をかけてここに黒字が達成したと。運営がうまく軌道に乗ったということで、関係者及び従業員一同が喜んでおり、我々もそれに敬意を表しなければいけません。

しかし、この2年間で黒字になったからといって、この壮大な計画の裏にある蓬田村民の雇用と生活を守るという、これまで掲げてきた先人の実績というものを全く無視して、今度は民営化します、100%民間出資にしますというふうになったのでは、ただその職員に給与が還元されるからいいと、そういった考え方で果たしてその民営化するメリットというのは、その積み上げてきた努力を無にするほど大きなものかというふうに私は疑問に思っているわけです。果たしてそれだけの考え方で民営化というものを考えたのかどうか。ただ単にその国の指針に基づいてやるということだけでよいのか。ここをもう一度ご答弁願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 久慈議員のおっしゃることもよくわかります。ただ、今までであれば、役場がすべてこの紳装に関与してやってきたわけでありましてけれども、これからは、この役場もそうですけれども、紳装のこの社員にもやはりもっといろいろな形で関与していただいて、社内の、この取締役もふやすとか、あるいはまた、その職制についてもちゃんと考えていって、そしてもっともっとやる気のある、今まで以上に頑張れるような企業を求めるためにも、役場と企業側が、会社側が一体となってやらなければいけない。もちろん今総務課長がおっしゃったように、将来はこれは100%の民営化というのが、私は政府あるいはまた地方自治団体の方針だと思うわけでありまして。

しかしながら、今すぐ100%民間ということにはならないけれども、やはりこの社員に対する社内登用というものも私は企業が伸びていく上では非常に大事なものと、このように考えておるわけでありまして。ただただあなたのおっしゃるとおり、うちの方ではその紳装を離すということではなく、そういうような思いで、今もう一度、今軌道に乗ってうまくいっているわけですから、今もう一度この社員の人たちも認識してもらって、そして社内登用をどんどんやって、そして強化していく。これが我々の考えている基本的な考え方でございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） そうすれば、その質問はここで終わります。

次に、一般的に言われる民営化というふうな、今村長は、今一度に100%やるわけではございませんというふうにおっしゃいましたけれども、民営化していくということを考えれば、私もそう思います、村が経営した企業が、村が経営しているその企業を一般民間企業に改めること、あるいはその運営を民間に委託すること、あるいは民間に売却することなどなど、いっぱい民営化の方法はあるかと思っております。ただ、将来は100%にするのだというふうに話をしていますけれども、議会において村長は民営化するのだと、議員の関与を少なくしていくのだというふうにおっしゃったわけですので、そうすれば、そのスケジュールというか、そういう内容が皆頭に入っていて、この民営化、具体的にどういう組織にするとかということを考えながら村長は我々に話をしたと思うのですが、その話をした現時点でのその民営化の内容というのはどういうものなのか。お答えをお願いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） この集中改革プランとか行政改革とかといろいろ、行政改革大綱とか国が示した指針があるわけでありまして。自治体としてもそれに沿ってある程度はこれをやっていかなくちゃいけない。もちろん各市町村にはそれぞれの事情というものがございますから、そう簡単にはいかないわけでありまして。ただ、やはりこれからは、今は紳装は非常に景気が、国全体が景気が悪いのだけれども、紳装は頑張っただけで今のところは、今現在は非常にいい方向に行っていると、こういう時期でありますし、この機会にやはりさっき言ったように、社内からどんどん登用していくと、その取締役、責任役員を登用していくと、管理職をつくっていくと。そして、責任対象をちゃんとしっかりさせていくということで、その社内での改革をしているわけでありまして。

あとは、議会と役場側がお互いに話をしながら、その9,000万円になるこの株、それをこれからどういうぐあいにそういう社内の取締役に譲渡していく、あるいはまた、村内に公募するのか、あるいはまた、社内だけの株にするか、ここら辺についてもこれから検討していかなくちゃいけない。

いずれにしても、そういう方針が私は大切なことですし、議員の皆さん方といろいろ話し合いをしながら、どういう方向で行くか、これから詰めていかなければいけないだろうと、そういうように考えております。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 私は、この質問をするにあたってちょっと勉強させていただいて、助かったのですが、株式会社というものをきちっと把握しないと、どういう形でその会社をやるかによって、本来の企業の目的というのが失われてしまうと。要するに我々が村の雇用と生活を守ると、村民の雇用と生活を守るといふ、そういう趣旨で始めてきた事業が民営化することによって、その目的を失うこともあるというふうに私は感じたわけでありまして。それは株式会社というのは、株式というのは、株主、保有株主の限度において間接有限責任というのを負うと。すなわち、具体的に申し上げますと、蓬田村は法律上、本来出資金を拠出する、株式の部分を出資する義務を負っただけでありまして、蓬田紳装の従業員を含めて全債権者に対して、蓬田村がすべての債務を負うということではないわけです。あくまでも株式の範囲において蓬田村がその債務を負う責任をとる。これが間接有限責任と言われるものだそうでありまして。

しかしながら、これまでの経緯を見ますと、村がこの間接有限責任を超えて蓬田紳装の債務保証をしてきたのであります。これは、この原則と別に、村の誘致企業でありま



すし、村が所有している第三セクター、すなわち村が持っている会社であったから、何とかこれを存続させようとして村の産業振興と雇用を守る目的から、これを歴代の村長並びに議会議員がやってきたんであります。今村長が言ったように、100%民間による、譲る株主、株式を民間に放出するということになると、今後何かの事態があったときに、この債務保証を行わないで運営することになると。村は保証できませんということにもなりかねないのであります。そういう形でよいか、そういうふうと考えてよいかということをお願いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 今、久慈議員がおっしゃるとおり、うちの方は株にして何株かちよっとわかりませんが、9,000万、ミユキ販売が1,000万というぐあいを持っているわけでありまして。前はうちの方が1億と。ミユキの方で1,000万というぐあいを持っていたわけでありまして。そして、税務上の問題で9,000万に減額したわけで、これはもちろん議会の同意で減額したわけでありまして。そういう経過もございました。今あなたがおっしゃるように、まるっきりもううちの方はすぐ手を引いて、そして責任を回避するということでは決してございません。今さっき言ったように、そういうような紳装の若手に対しても、もっとしっかりした考えを持っていただき、そして、その責任の一端も担ってもらおうと、そこから企業というのは発展していくのだと、私はそう考えております。それこそ今までいろんな形で役場側が支援してきた経過があるわけでありまして、支援してきたわけでありまして。現在もまた支援しているわけでありましてから、これからもまた一体となってやっていかなければいけないけれども、やはりそういうような企業側の働いている人たちも、もう少しこのしっかりした考えを持っていただく。そして、関与していただくということがやはりこれからは大事だろうと。おんぶにだっこすべて行政におんぶにだっこということではなく、やはりそういう方向も大事だと、私はそう思っております。

ただ、何度も言うようでありますけれども、きょう、あすに100%民間にということでは決してございません。その辺は誤解しないようにしていただきたい。ただ、長い目で見た場合には、やはりいろいろな全国の自治体を見ても、そういう方向で行っているので、私はやはり国が示しているそういう方向が最終的には正しいのではないかとこのように思っているわけでありまして。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） ただいまの答弁において、先ほども何回も出てきております。若い人に責任を持ってやっていただくという考え方を示してございます。この点について、後の質問でも私は出てくるだろうと思うのでありますけれども、若い人方に責任を持たせる。それは村民であるかないかは私はこれはちょっと中身がよくわかりませんが、村民であろうとなかろうと、そういう人たちに村長がおっしゃっているのは、具体的に取締役という、その会社の経営の根幹をなす役目をその人方に負わせると、そういう意味合いでおっしゃっているのだらうと思います。

しかし、会社というのは、株式会社というのは、特に所有と経営の分離ということをよくおっしゃいます。すなわち、所有というのは株主が所有するのです。経営というのは、その任された者が経営を成功するように運営していくというのが経営であります。しかしながら、それは大会社、ちょっと不幸な話を言えば、アメリカの自動車会社とか、あるいは日本航空とか、こういった大会社で採用すべき経営と所有の分離だというふうに私は思うのであります。そういう経営と所有の分離をしながらでも、大会社でさえつぶれます。そういうのを分離しながらうまくやっているつもりでもつぶれます。

そこで、中小企業というのはどういうことをやっているかと申しますと、やはり所有と経営というのは一体化しながら運営するのが中小企業のあり方が、100%とは申しませんが、80%以上がそういう経営をしています。蓬田紳装の場合もやはり所有と経営のかわりというのをきちんとしています。なぜか。今までやってきたのは、そういうふうにはきちんとしているわけです。なぜか。それは村が特定の目的を持ってつくった第三セクターだからであります。その特定の目的を、要するに目的を離してしまえば、それは村長が言うように、若い人に、あるいはその株主の頑張る人にやっていただいてもいいでしょう。しかし、我々が村の所有物であるものに対して、我々が経営の関与もしない。何も口出しをしない。そういう会社の経営方針でよいのかというのは、私はこれは疑問があります。

やはり結論的に申し上げれば、今すぐ100%やるということではないそうでありますから、私が結論的に申し上げれば、やはりこれまでどおり議会と、村長と議会と、そして経営幹部が一体となった会社経営をすべきが本当だと私は思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 先ほども答弁しているとおおり、やはり議会とは十分協議していく

ということでは、先ほどもおっしゃったとおりであります。ただ、そういう趣旨であるということだけのご理解をいただきたいと。これからも議会とは十分協議して、100%、それこそ民間ということになれば、これは大変なことになるということになれば、それはうちの方で例えばお金にして5,000万円持てばいいのか、3,000万円持てばいいのか、あるいはまた、民間に離すのを、1,000万円か2,000万円、民間というよりも、その社内、株主とか、あるいは社内とか、今のところはですね。あるいはそれ以上になれば今度は公募ということになりますけど、その辺はこれから議会でも十分協議しながら、今あなたのおっしゃるように、やはり責任の一端をこっちでも、役場側でも十分握っていくのだよということもまた、議会と十分な協議をしながらいかなければならないだろう、こう思っております。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 次の質問に入らせていただきます。

今、完全民営化というものを目指すと、議会とも協議しますということはお話をいただきました。先ほど言いましたように、株式を完全に村の手から離すということになりますと、村の考え方の、先ほど言ったような村の考え方のとおり、我々は蓬田村は関与する必要がないのじゃなくて、関与できなくなります。そのために、企業合併とか、あるいは乗っ取りとか、事業縮小とか、あるいは整理、統合とか、これらは将来、企業がなくなる危険性というのが、危険性に蓬田紳装をさらすということになります。現実問題として、平成元年ごろに大手資本がこの津軽半島に安い労働力を求めて進出してきました。皆さんご存じのとおり、蟹田ワールドファッション、奥内ファッションスタッフ、今別ソーイング、これらがこの半島にやってきました。しかし、これらはもうすべてバブルがはじけたときどうなりましたですか。不況の波に襲われて、撤退または廃業してしまいました。我が蓬田紳装は蓬田村が所有ということから、これを回避するために、先人の方が涙ぐましいぐらいの努力をして現在に至っているわけです。現在、それが黒字になったからといって民営化、私はこれは余りにも拙速だと。こうなったときに、民営化をした、じゃ責任はだれがとるのかという問題が必ず出てきます。これはだれが責任をとればいいのかいでしょうね。私はまだ将来発生しないことに対して聞くので大変失礼なのですが、こうなった場合の責任というのはだれがとるべきだと思いますか。お伺いします。村長に聞きたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君）　そういう仮定の話になるわけですが、例えば倒産した場合とか、そういう仮定の話というのは我々は全く今のところ考えておりません。そのような方向になるとは予想しておりません。何回も言うように、役場側と会社側とのちょうどいい接点を見つけて、そこでお互いに切磋琢磨して社員の人たちにもやってもらおうと、それが基本的な考え方でございますので、今すぐ100%、9,000万円のもの9,000万円みんなやるとかではないわけでありまして、その辺は誤解のないようにご理解をお願いしたいと思います。

○議長（木村 修君）　久慈修一君。

○1番（久慈修一君）　私もそういうふうに答えていただけるだろうと思っておりましたけれども、今すぐではないという言葉が入りました。しかし、将来民営化すると、先ほど100%出資するような方向で行くのだということを答弁の中で私は申したように、質問の2の中で総務課長がお答えいただいたのかもしれませんが、100%民間にしていくというような、それで利益の追求をしながら社員の給与に振り向けていくのだというふうな答弁をいただいているわけですが、私はやはり100%民営化した時点のことを私は尋ねているわけです。方向として示したということは、やはりそれが100%民営化する方向だということで、今の流れの中では、私は解釈しています。確かに経営能力のない経営責任者がそこに張りついたとか、あるいは経営に、村長が言うように、社員の中から取締役、役員を選出していく、それはやる気を出すためだとおっしゃいますけれども、実際は経営に対して責任があるのかないのか、経営というものに責任のある業務をさせていく取締役なのか、そういったことを会社の経営の根幹にかかわる部分を、その村長のやる気一つで会社は盛り立てたいというふうになるのであれば、もしかしたら、紳装のようにこういう労働集約型、要するに労働力をたくさん使う作業では、とてもじゃないけれどももたないんじゃないかと、そういうふうな考え方でやる気を出させたとしても、一番必要なのはやはりその現場管理者とか職員の生産管理能力をきちんとして品質管理をきちんとして信用を得ることだと。それをやらない限り企業は倒産しますよ。私はやはりそういうただ単なる企業努力、そういうことをしないとつぶれるということだけ私は申しているわけではありません。

もう一つは、そういう市場経済に放出するということは、皆さんわかるとおり、洋服産業というのは構造的な不況産業と昔からこれは言われてきているわけです。ですから、蓬田紳装が蓬田村がバックで倒れないとしても、取引先の倒産とか、そういう関連倒産

があると。特にこのアパレル産業、要するに洋服産業というのは、いつ危機が来てもおかしくないと思うのであります。こういう事態を迎えたときに、それは企業の責任だとか、あなた方が経営努力をしないからだというような形で責任逃れしてほしくないわけであります。その危機が来たときに、例えば村が3,000万円出せばそれが助かったのに、あるいは9,000万円出せば助かったのに、1億5,000万円出せば助かったのにというような状況が生まれたときに、村の所有物でないものに対して、そんな裏保証でも何もできるわけがない。やれないわけですね。根拠がない。村の所有物でないということは、やはりそういう不便な部分を背負うわけです。そうすると、そこに雇用されている従業員、これらの雇用を守れないという結果が生まれてくると私は思います。それは村政、いわゆる村政というか、村の行政に対してではなくて、村民に対して非常に大きな問題であります。

こういったことを考えますと、私は村長の言う民営化には反対です。やはりその黒字を達成したのですから、この黒字経営をさらに続けるように、蓬田紳装の社員、役員、村議会、そして村民ともども努力して、この会社をもっと盛り立てていく。できれば剰余をうませてそういう倒産の危機に対しても耐え得るような会社にしていく、これが目的なのではないかと私は思うのでありますが、村長はこの辺どう思いますか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） そのとおりであります。ですから、この社員に対してももっと責任を持っていただくということでもあります。そういう本質的な長期的な考え方から、やはり社員の人たちも取締役に対しては覚悟を持たせるべきだと、こういうぐあいになっているわけであります。決して、この社員が仕事をしないとか、サボっている、サボタージュしているとかということではなく、今以上に頑張ってもらおうと、今以上に力をつけていただくということになれば、やはり少しでもそういうような方向へ持っていくべきだと。そして、村側と会社側の働く人たちがお互いに責任を分かち合いながら、そしてまた、お互いに協力しながらやっていると、これが私は企業が生き延びるためにも非常に大切なことだと、こういうぐあいに考えます。

ただ、本来であれば、100%離せればいいのでしょうけれども、現状ではなかなかそうもいかないし、どのぐらいの将来になるかはわかりませんが、国の方針とか、やはり市町村、地方自治体の法人というものはそういうぐあいになっているので、我々としてもそれに乗っからざるを得ないのかなというような、そういうぐあいに答弁した

わけでありませけれども、いずれにしても、すぐどうのこうのということではございませんので、決してそれは間違わないようにしていただきたい。我々といましては、今のところは半分以上、半分以上というのは5,000万円を残して、4,000万円は誰も買う人がないから、これははなすことはできませんけれども、例えばこの何百万か、恐らくやったとしても1,000万円ぐらいのものだと思っただけけれども、そういうような社内の皆さんに持たせた方がよいのではないかとということでもあります。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 村長は随分社員の面倒見がよろしいようでございまして、社員にも株式を持ってもらって、株主になってもらって責任を持ってもらいたいというふうな発言をしているわけであります。村長の話をお聞きすると、若干ぶれてきたと。今様の言葉でいけばぶれてきた。なぜか。民営化という言葉を使いながら、私は初め聞いたのは、100%民営化するような話で話を進めておったのが、今度はどのくらいになるかはわからないと。それが1,000万円、やるのかどうかわからないというふうな形では、村長が言うその民営化というのは、一体何なんだと。何を目的に、どういう形態をとって何を目的にその民営化をするのだということが、だんだん私は聞いていると不透明になるわけですよ。まして会社における従業員とその株主と、それから経営管理とごっちゃなわけですよ。私はそういう経営というのはあり得ないと。これは個人の会社だったらまだわかります。家族労働している会社であれば、そういうことは言えるのかもしれませんが、しかし、1億の株式、村が9,000万円持って、ミュキという会社が1,000万円持って、それを会社経営しているのに、そこに従業員を取締役に入れて、そのある意味5万円の株券か知りませけれども、自分たちに保証の能力のない者を取締役に入れて、それで私たちは経営しています、あなたは責任を持って頑張らなさいよと。それでは会社経営というのはできません。やはりきちんとした株を持とうが、持たないでしようが、社外取締役でも何でも、きちんとした人をやはり雇うべきだと、私はこう思うのでありますが、村長の考えはいかがですか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 社内株主、それから社外株主と、こうあります。社外株主はもちろん非常勤役員もありますでしょうし、常勤役員もあるでしょう。しかし、社内株主は、これはほとんどが常勤の役員であります。今、社外よりも社内の方が責任が重いということになるわけであります。ですから、何回も同じことを言うようではございませけれども、やは

り紳装の将来を考えた場合には、そういうぐあいにお互いに社内株主も持たせるべきだと。そして、我々役場側の責任も持っているべきだと考えているわけであります。決して、先ほどから何回も言うわけですがけれども、拙速に今すぐということではないわけでありまして、とりあえず私は社内株主については、やはりつくるべきだと、このように考えています。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 次の質問に移らせていただきます。時間も大分なくなってきましたので、民営化というのは、村長の言う、その今すぐどうのこうのでないけれどもということでも話をしましたけれども、じゃいつごろまでという考え方をしているのですか。お答え願います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） それは、やはり議会と十分協議しながら、どういう方向に行くかということを決めていかなければならない。9,000万円の株というのは、これは村の財産でありますから、財産を譲渡する場合には議会の同意を得なければならないわけですから、その辺を十分協議していかなきゃいけないと、こう思っております。

○議長（木村 修君） 暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

---

午前11時00分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 質問の途中で、何かどこまで行ったか。（「今（5）番目です」の声あり）（5）番目ですけれども、質問している最中だったので。（「1回質問しました。2回目です」の声あり）そうですか。議会の同意を得て進めるというようなこととございますけれども、そうすれば、議会にこの民営化をすると、協議を進めながら民営化を進めますというようにご答弁をいただいたわけとございますけれども、日程も何もないけれども、ともかく民営化を進めるのだということで、村長は6月21日の議員例会月集会において民営化の話をしたわけですがけれども、本来であれば、その民営化の政策決定というのはどうなのでしょう。私は議会に対しても事前にお話をいただくと同時に、村民に対しても、例えば議会の産業、何委員会でしたっけ、の委員会に諮るなり、ある

いは村内の自治会長なり、そういった人たちの意見を聞くなり、あるいは甚だしきはアンケートをとるとか、そういったような村の人たちの意思を確認してやったらいかなものかと私は思うわけですが、そういう手続は考えたことはありませんか。ご答弁願います。（「済みません、時間がないので早くお願いしたいのですが」の声あり）

○議長（木村 修君） 暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

---

午前11時03分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

村長。

○村長（古川正隆君） 答弁します。皆さんご承知の、議員の皆さんがご承知のとおりだと思いますけれども、平成18年の3月10日に策定した平成17年度から平成21年度までの5年間に蓬田村行政改革集中改革プランと、こういうものをつくりました。このときに地域住民の皆様方にも説明していますし、広報とかいろいろなを出しております。議員の皆様方には説明して、これは渡っているはずですが、私が今言っているのは、この改革プラン、議会も了承したこの改革プランに乗って、今答弁しているわけです。ですから、ただこれは、この蓬田村行政改革集中改革プランというのは、21年度までなのです、これは。そして、22年度からこの改革プランを直さなければいけないわけです。5年間で終わりですから。あと5年間。

そして、久慈議員も覚えているとおり、久慈議員も一番覚えていると思うのだけれども、これは担当しましたからわかっていると思うのだけれども、19年、20年、21年、この3年間のあたりに第2次のこの蓬田村行政改革集中改革プランというものを再度作成しなければいけなかったわけでありまして。しかし、これを策定しないで今まで来たわけですね。ですから、これからこれを策定するわけで、おくらせていますけれども、策定しなければいけないわけですが、十分また議員と協議してやっていきますよということでございます。ただ、私の方針としては、この前の策定プランに沿って皆さんに答弁しているわけですね。その辺は久慈さんも十分担当した19、20、21年に担当した人ですから、わかっているはずであります。その辺をまずひとつご理解いただきたいと思います。



○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 私も担当したのでよくわかっていますという答弁は私はしたくないのでありますけれども、既に私が聞いているのは、平成21年度で終了している。私も平成21年の12月までそれを担当してきた。しかし、そのときまでに職員数が決まらないという重大な問題があったわけです。職員数が決まらないと、集中改革プランは策定できません。そういった事情があつて、私が着手できなかった理由があるわけですが、それを現在、平成22年、既に平成23年の今現在9月であります。新たにそれを持ち直してきた、6月に出してきたということは、それを定めたから民営化ということ、村長は私はおっしゃったのだと。改めて集中改革プランを策定していないのにそれをやったのだというふうに私は解釈して、今質問をしているわけです。でも私はそのところは議論しません。しかし、私が言いたいのは、蓬田紳装の創業時に、やはり議員が14名おったそうです。14名のうちの7名が反対だったそうであります。村長が、その理由を申し上げれば、村長が将来自分のものにしようとしている、乗っ取られてしまうのではないか、そういった考え方が強かったそうです。したがって、その創業当時の役員構成も協議の結果を受けて、かなり長い間、村長、議長、副議長、監査委員というものを派遣していたところに、その苦心があるのではないかというふうに私は思うわけがあります。

今回の、私は民営化の発言を聞いたときに、このことが私の脳裏を駆け巡りまして、完全民営化した場合、これはもしかして古川村長が個人で株式やって、とって、買って、自分の会社にするつもりでないのかというふうに、私は創業時のそういう村長のような考え方を持ったわけですが、私はそういうふうに疑ったんですが、そこで伺います。村長はそういうような考え方はしないと思いますので、明言していただきたいと思います。

○議長（木村 修君） 暫時休憩します。

午前11時06分 休憩

---

午前11時07分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

○議長（木村 修君） 久慈議員にお話いたします。質問の文言がふさわしくないと思いますので、気をつけてくださるようお願いいたします。

○1番（久慈修一君） はい、わかりました。私の方がちょっと言い過ぎたかもしれませ

ん。申しわけなかったと思っています。

○議長（木村 修君） それでは、ただいまの質問に答弁お願いいたします。（「いや、答弁は結構です。そうすれば、次の質問に入らせていただきます。」の声あり）

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） それでは、6番目の質問でございます。

昭和52年の創業時以来、先ほど申しましたように、株主の代表として村長、また議会からは村議会議長、副議長、昭和56年からは議員1名をふやして議会から取締役にも3名、そしてそのほかに議会選出の監査委員を監査役に選任してきました。しかし、ことしの6月の株主総会におきまして、副議長を外しました。そして、監査委員は前監査委員を留任させるということの役員人事をしたわけです。また、かわりに紳装従業員のうちの2名を、いわゆる使用人取締役ということで決定したわけであります。私が推測するには、やはり株主が蓬田村であるということでありますから、議会議員もやはり村長同様に村民の代表でございますから、村の監視、抑制という二元代表制の機能をお互い発揮するために、これまでそういう役員の人事を、人選をしてきたものを、なぜそういうふうに改めなければいけなかったのか、そういう何か別な意図があるのか、極めて重要な意味があると思いますので、この辺、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） さっきから何回も言っているように、社内から登用するというところで、議会からは1名にしたわけであります。また、議会から1名、あるいはまた監査役2名というのは、別に仕事があるわけでありませんし、今までも例えば議員でない人もやっていましたし、特別なそうしなければならないというあれはないわけであります。ですから、私はこの際、議長1人でいいだろうと。よって、社内から登用すべきだと、こういうことで登用したわけです。そして、監査役については、紳装の監査役はまだ任期がありますので、任期までやったらどうですかと。そして、それは任期以降、改めてまたいろいろな角度から検討してやったらどうでしょうかということであります。そして、議会の監査役を故意に外したとかではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。まだ任期途中だということです。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） そうすれば、今まで役員構成を見てきましたけれども、みんな任期途中でもやはり交代していますね。そういう理由というのは、私は通用しないんじ

やないかと。やはり村長と議会、いわゆる行政の機構の中で、行政の執行者と、あるいは議会というもう一つの、もう1本の極の中でお互いが、何ていうのですか、調和をとりながらそういう議員を派遣していたものを、議会に対してそれをやりますという説明も何も協議もなかったわけですね、今回はね。それでありながら、こうやりました、取締役会で決定しました、6月の24日でしたか、ちょっと日にちは忘れましたが、その中で私たちはこうやりますのでと、非公式のいわゆる議員例月集会の中でやったわけですから、我々はそれ以上答えることはできなかつた。これが現実問題であります。やはり私、以前議員をやった人から、途中でなったのはなぜかというふうに、私は議員のOBの方に聞いてみました。そうしたら、議会の組織会のあるときに、今度はあなた、紳装の役員をやってくれと。紳装の役員の方に入ってくれというふうに私は言われてなりましたというようなことがあったというふうに私は聞いております。村長も13年間そういう中身をやっていますと、そういうことで決めておったという手続上の問題は、村長の頭に私はあるのではないのかなというふうに思うのでありますが、その辺知っている範囲で、なぜ現行のように6月にやったのか、それは知らなかったのか、そういったことをお答え願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 取締役については若手を登用するというのでやりました。あと、監査役については、さっきも言ったとおり、任期があるので、もう1年やったらどうですかと、私の方から言いました。そして、また交代任期が来て、交代時にはまた議会の方と協議をして決めていきたいと、このように思います。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 議長、答弁にはなっていないと私は思うのですけれども、村長がなぜその取締役がそういうふうに、例えば途中で取締役を議会から選ぶのに、議会と協議しながら、あるいはその議会の組織会の中で決まっていたのを村長は御存じだったのかということを私は聞いたのですけれども。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） それはちょっとわかりませんでした。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） わかりました。村長がわからないということでございますから、私はそこはこれ以上は聞かないことにいたします。ともあれ、何回も申し上げますよう

に、蓬田紳装は村長個人のものではありません。蓬田村のものであります。ということであれば、村長も議会もともに関与すべきが本論で、本筋であります。したがって、これまでもお互いが関与しながら運営されてきた、取締役になって運営されてきたと。しかし今回、そういうふうに協議もなされなかったし、正式な協議もなされなかったし、議会の中でも全然議論もなされなかった。ある意味村長が独断で決定したということになれば、議会のルールを無視したものではないのかと、私はこう思うのであります。

私はここで提案したいというのは、過去の議事録等を見ればそれが出てくるのかもわかりません。創業時、あるいはその平成12年に出資するときの議会の議事録、そういったものを見れば、今後役員をどういうふうにするかということは書かれているのかもしれませんが、しかし、今村長がおっしゃったように、なぜそういうふうに使われてきているのかというのはわからないということであれば、私は別に場を設けて、議会とのルールを明確にするように、協議の場をつくるように提案したいと思います、いかが考えますか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） それは非常に大事なことでございますので、久慈議員の考え方を尊重したいと思います。（「ありがとうございます。時間がございませんので、次に入らせていただきます。」の声あり）

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 7番目の問題であります。

6月定例議会の一般質問において、格下げ給与減額を行ったのは機構改革によると。また、経営については取締役、そして課長等の会議によって決定していると。運営は紳装に任せるべきだと。議員は関与すべきでないというふうに議会広報にも載っております。この機構改革並びに職員に対する処分については、取締役会あるいは課長会議で協議したということになってはいますが、それでは、その内容というか、そういうのは何名の、例えば名前は結構でございますけれども、何名の職員に対してどのような給与の減額を行ったのか、ある意味、持っているのであれば取締役の議事録とか、あるいは課長会議の内容というのは当然残されていると思うので、それを提示いただければいいのですが、提示できないと思いますので、口頭でも結構でございます。何名の職員に対してどのような給与の減額を行ったのかご説明いただきたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 紳装の組織については、うちの方でも明確にするべきだということとで検討して、半年ぐらいかけて検討してきたわけであります。その中で、課制をはっきりさせるべきだ、あるいは班長制をはっきりさせるべきだ、あるいはまた、取締役に新しい人たちを登用したということで、機構改革をしてきたわけであります。

そして、給与については現状では25万円以上は無理だと。よって25万円以上の人については減額したところであります。そしてまた、年齢とか、あるいは持っている資格とか、そういうのをすべて調査して、この人はこういう資格があるからこうですよと、この人はこのような資格があるからこうですからということで、精査したわけであります。そうしましたら、ちょっとはっきりしていませんけれども、2人ぐらいでしょうかね、我々のこの機構改革にマッチしなくて、そして減額されたのが2人か3人かちょっとわかりませんが、そのぐらいであります。そしてまた、課長になってさまざまな資格を持っている人たちに対しては、何人かまた上がった人があるようでございます。また、近々また班長についても精査して、いろんな形でやっていくと、こういうこととでございます。

そして、考え方としては、年間3,000万円にも及ぶこの残業手当をどう整理していくかということを中心に考えているわけであります。そういうこととございますので、経営と機構改革とは一体のものですから、やはり厳しい人もあったかと思っておりますけれども、その辺はやはり社のために理解をいただきたいと、こう思うわけであります。

また、これから10%あるいは15%の経済の……（「議長、質問以外のことは結構でございます」の声あり）停滞を招いてくるわけでありますから、その辺を十分考えながらやっていきたいと、こう思っております。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 今の内容で申し上げますと、2名ぐらいの方ということですが、これは当然取締役会の議事録、それから課長会議の内容では把握できるようになっているものですか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 取締役会で決定したことでありますから、恐らくそれはあると思います。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） やはり私がこれを聞く理由というのは、この蓬田紳装というのは、

一般的な公共的な住民サービスをする会社と違うわけですね。例えばランクをつけるわけではないのだけれども、アシストはお風呂に入れて、そして来る客に満足させてやると。ところが、蓬田紳装というのは、市場の原理に従って衣料を生産して、それを販売しなきゃいけないという業務であるわけです。同じ第三セクターというふうに私は考えておりません。したがって、そこには厳格な品質管理だとか、あるいは納期管理だとか、あるいは生産管理だとか、そういった分野がいっぱいあるわけですね。その中でやはりうまくやるためには、今村長がおっしゃったように、従業員と現場管理者、あるいは経営管理者が一体となって仕事をしなければいけないという宿命があるわけです。その現場の中で機構改革を行うということは、村長が言う、やる気を出させるのと反対の意味を持つわけですね。あなたは25万円より多いから、あなたは給与減額ですよ、あなたは班長から格下げですよというようなことを、課長から格下げですよと、これは例えの話です。そういうことを行うというのは、村長が言うやる気とは全く逆の発想があります。したがって、一体感を持って仕事しなさいと言われたときに、その上司の人がやる気がなければ、そういった生産の場にも問題が出てくるというふうに思うわけで、私はこういうことをやる場合は、やはり相当な注意をして、あるいは私はやらないのが正解だというふうに思うのでありますけれども、村長も十分ご存じだと私は思うんですよ。

先ほど私の仕事の、私の職員時代も申しましたので、私も村長の職員時代を申し上げれば、以前村長は自治労青森県本部にたしか3年間だと私は思っていますけれども、副執行委員長として、執行専従職員として出向したわけでありまして。このときに来ましたのは、労働者の基本権を守るという立場で行ったと私は思っています。もちろん私も労働組合員でございましたから、そのために労働基本権を守るために奔走したように私は思っています。こういう処分の仕方が正しいと村長が思うわけがないと私は思うのであります。今後このようなことが、職員の道徳的な責任を問うとか、そういうことがあるのであれば私は納得するのでありますけれども、そういうことがないのに格下げとか給与減額をするということは、一般的には許されないんじゃないかというふうに私は思うのですが、村長はどう思います。質問。村長に聞きます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） さっき言ったように、この給料の体系を見直すということでそういうぐあいになったわけでありまして。我々としては、今のこの厳しい状況の中ではやは

りそれ以上はなかなかつらいと、こういうふうを考えて、そういうぐあいになったわけ  
でありますけれども、ご理解をいただきたいと。

○議長（木村 修君） 久慈議員。今（7）の質問3回でありますので。（「はい、次、  
8番に入ります。時間がございません。急いでやります。」の声あり）久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 8番目は紳装の職員の採用の問題であります。

村民から最近、一般公募している回覧を見たことがないと、何か一般公募しないで、  
なにかどういう関係か、村長の気に入った人を入れているのかなというふうな声が聞こ  
えています。それはないだろうと私は思っていますけれども、その採用の通知について  
お伺いしたいんです。採用に当たって村民に対して一般公募すべきである、すべきだと  
私は思うのでありますけれども、一般公募しているのか。もししていれば、昨年からこ  
としの8月までに一般公募した方法及び回数、並びに採用した人数がわかるのであれば  
お知らせいただきたいと思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 蓬田紳装の方では、職員採用につきましては、ハローワーク  
の方に届け出をして、ハローワークからの紹介に基づいて職員の採用を行ってございま  
す。参考までに、昨年4月から今年8月までの採用人数は40名となっております。い  
ずれにしても、ハローワークに届け出しているということでございますので、回覧は村  
内には流してございませんけれども、そういうふうなハローワークに届出して募集して  
おります。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） そうすれば、その回覧を回さないでやっているということは、村  
内に例えば採用の条件に合った適格者がいないのでお知らせしていない、あるいは幅広  
く県内から集めるということで考えているということによろしいですか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） たびたび今までも公募をした経過がございます。そして、いづれ  
にしてもハローワークを通さないとだめということで、ハローワークを通してのわけ  
であります。それからもう一つは、公募をしても村内の方々が、我々30名も40名も募集  
すると、なかなか集まらないわけですね。ですから、ハローワークにはいつも若い人が  
行っていますし、ハローワークを通してやると青森、あるいはまた、上磯の方面から多  
数の方々が応募してきます。蓬田村からはある程度若い人が入ってしまっていますので、

なかなか公募しても数十名単位で集まらないということで、ハローワークに私たちは、我々としてはハローワークをお願いしているわけでありまして。ですから、直接うちの方にも電話で、紳装の方にも来る人もございますし、今の若い人たちはハローワークに行って仕事を探すわけでありまして、そこから紳装へ来て、そして面接してと。ときには四、五人も来て面接したりしております。いずれにしても、ハローワークというこの国の機関を利用して公募しております。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） いずれにしても、そういう就業の機会というのは公平に、特に村民には公平に取り扱うべきだと。冒頭申し上げたように、疑惑を持たれないようにすべきだというのが私の見解です。今ご答弁いただいた部分について、村民がどういうふうな判断をするかというのは、私はここで判断はいたしません。ハローワークを通じてやらなきゃいけないのもある、補助金の関係とかいろいろあるでしょうから、それはやらなければいけないものとしても、その判断は村民の皆さんに諮っていただきたいというふうに思います。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 9番の役場職員の天下りについて村長の見解を伺います。

平成22年の6月の取締役会議で、それまで3月まで役場職員であった方が紳装の取締役に選任されたということでありまして。これは以前から国とか県がなくしようという方針を立てている天下り等に該当するのではないかというふうに私は思うのでありますが、村長の見解を伺います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 久慈議員のおっしゃっていることがわからないわけではありませんが、役場退職は60歳であります。60歳から、現在であれば恐らく手取りは11万円か12万円ぐらいの年金ということで、非常に生活も大変だということでいろいろな所に勤めているわけでありまして。それは、我々天下りとかではなく、やはり生活のために彼らはそうしているわけでありまして、決してその辺をどうのこうのということにはならないと思います。今おっしゃった紳装の部分については、紳装の取締役会で、今非常に厳しい状況ですので、定員の問題とか、いろいろな資金の問題とか、さまざまな問題で彼が適任者だろうということで採用したわけでありまして。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。



○1番（久慈修一君） 私はやはり村長が天下りではないような、天下りだと断定をしなかったのでありますけれども、私はやはり一般的に言われているのが、退職した地方公務員が外郭団体に就職のあっせんを受けて就職すること、これが天下りだというふうに言われているわけですから、その一般論からすれば、それは天下りに該当すると。だれがあっせんしたかというのは、私はここでは申し上げませんが、天下りに関しては総務省の職員定員管理調査というのがございます。この件のヒアリングを受けた場合、必ず天下りはやっているかやっていないかというのを聞かれます。これをやらないようにとも言われます。今まで数知れない役場の職員も退職いたしました。こうした役場の退職職員に対しても、天下りをやると他の職員に対して著しい不公平をもたらすということから、蓬田村は今回の件を除いて1回もやったことはございません。

こうしたことをあえてやった理由が経営管理だというふうには、要するに経営資金の問題だとか、さまざまな問題だというふうには言いましたので、あえて経営管理というふうにおっしゃれば、やはり今まで私、個人名を出して失礼かと思うのですが、田中定利前専務が退職されて1年がたちました。ところが、いろんな最近問題が私のところに飛び込んできます。それは、さきに質問しました職員の募集方法とかおかしいんじゃないかということだとか、あるいは会社からの手続のことが何にも言われないうちに、本来65歳まで嘱託でいれるはずが勤務延長されなかったとか、それから、仕事の閑散期に勤務時間を早引きして早く帰すわけですが、本来の残りの勤務時間が積み重なって50時間を超えたら、それを無理やり有給休暇に振りかえるように言われたとか、そういった労働管理や、そういった問題がいろいろと出されているわけです。私はやはりこういうことがずっと発生していくということになると、村長が先ほど言いましたように、一体となって会社を持っていくのだという言葉と逆の方向、要するに会社の経営管理がうまくいっていないんじゃないかというふうには私は思うのでありますけれども、こういったいわゆる天下りというものに対して、その経営管理を任せるようなことをするというのは、非常に会社の存亡にとってマイナスになるのではないかと私は思うのであります。村長はその辺はどのように考えておられますか。天下りというのは、やはり私の言葉で言えば天下りというのは、そういう経営管理に関してそれだけ貢献があるものだと思いますか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） いろいろ考え方があると思います。これはさまざまな意見がある

ことを承知でございます。ただ、230何人ですか、それらの職員を管理していくということは、これは村長は非常勤でありますし、大変なことでございます。ですから、我々といたしましても、万全を期してやっていくと。そのためにはやはりそういう組織の管理になれた者ということになるわけでありまして。村内をいろいろ探してみましたけれども、やはり役場の職員とか農協職員とか、やはりそういう方々がよいのではないかと。ということになって、たまたまそういうぐあいになったわけでありまして。天下りはなかったと、前はなかったと言いますけれども、前は定年の60歳でやめると、この年金をもらえたわけでありまして、今は先ほど言ったようにそのぐらいしかもらえないので、その辺はやはり役場職員といえども配慮すべきだと私は、特別役場で配慮しているわけではないけれども、そういうことを考えてもいいのではないかと、私はそう思います。役場で考えるということではなくですよ。勤めてもいいのではないかと。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 一応それ以上は追及いたしません。

次の問題に入ります。2番目のその蓬田村職員の採用にあたっての件をお伺いいたします。

まず初めに、蓬田村職員採用の第1次試験は、県町村会に委託して実施しており、その結果が成績順に明確に出てきます。その合格者は成績順で決定しているのか、それとも別な合格基準を設けているのか。あるいはまた、第2次試験は作文試験、面接試験を行っているのですけれども、採用にあたっての選考基準というのは明確にしているのかお伺いします。総務課長で結構です。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） お答えします。

第1次試験の合格者につきましては、第1次試験の成績に基づいて決めてございます。

それから、第2次試験につきましては、作文と面接を行ってございます。

その作文につきましては、評価する際に、三つの項目を設けてございます。一つには、内容の適切さ、それから二つ目は、表現の適切さ、それから三つ目は用語の適切さ、この三つの項目につきまして、Aは優れている、Bは普通、Cは不合格というふうなランクを設けまして評価してございます。

それからあとは、面接につきましては、五つの項目を設けて評価してございます。一つ目は協調性、それから二つ目は積極性、それから三つ目は堅実性、それから四つ目は

表現力、それから五つ目は態度について、これもAは優れている、それからBはやや優れている、それからCは普通、Dはやや劣っている、それからEは劣っているというふうな評価ランクを設けて、それで判定をしてございます。この評定を参考にして採用者の決定を決めてございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） そういうふうにやっているということを私はやはり村民の前で公言していただくというのが非常に大切なことだと思っています。しかし、平成21年度の第1次試験の成績というのは、これは2番目の質問に入ります。成績は平成21年度第1次試験の成績は、平成21年の10月5日ごろ、青森県町村会から送付されることになっておりました。私自身担当者でございましたが、それを公文書として受付したという記憶はございません。さらに、平成22年3月の村議会定例会でも、藤田修一議員が一般質問で取り上げておりました。それは議会広報に載っております。私がお伺いしたのは、平成23年の1月の初旬に、受験者本人が役場に来庁して、自分の1次試験の成績を開示するように請求しましたが、開示しなかったという内容でございます。もう一度これに対する答弁が、私は確認したいと思っていますので、もう一度この理由を、それでよいかどうか確認したいのでご答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 平成21年度の採用試験の成績について、開示の請求をしたけれども開示されなかったということにつきましては、蓬田村情報公開条例に係る情報公開用文書分類におきまして、当時は非開示の、要するに開示をしない、本人にお知らせをしないというふうな扱いをしていたということでございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） これは本人にも開示しないということですか。ちょっとお待ちください。続けて質問いたします。情報開示条例、私が聞きたいのは、平成22年の3月議会において藤田議員が聞いたときに、個人情報保護条例第13条に云々で、開示しないことができる。該当するのは、この保護条例の中で、開示しないことができる個人情報第9条に、選考あるいは診療、指導、相談とあり、この選考に該当する。そのため開示しないこととするというふうな回答をしているわけです。ところが、この条文を読みますと、選考、診療、指導、相談、その他の個人に対する評価または判断を伴う事務に関する情報であって、開示することにより当該事務の目的が損なわれ、または当該事務

の構成もしくは円滑な執行に著しい障害が生ずるおそれのあるものというふうに、この条文はなっているんです。ただ、その情報に該当するからといって、これが開示情報にはならないというふうな判断はできないわけでありまして。

私が申し上げたいのは、既にもう1月の段階では試験結果が出て、採用内定も既に決まっている。ある意味、事務がほとんど終わってしまっていて終了しているわけですね。そうすると、特に事務に支障があるとか、あるいは目的を損なわれるとか、そういったことは私はないのではないかと。私はそういうふうにこの条文を解釈するわけですよ。私が思うには、受験した人たちというのは、成績順に合格するものとして一生懸命頑張って、ほかの学校に行ったりして勉強するわけですよ。もしそういう勉強したことを、ちゃんと成績順に採用してあげない、あるいはそれを公表してあげないということは、おかしいのではないかとという疑問を持つわけですよ。私はそれをお知らせすることによって、この人たちの努力に対して報いたことになるんじゃないかと。それは村民にかかわらず、他の町村の方も来ていただきますので、必ずしも村民とは限りませんが、やはり成績順に私たちはこういうふうに公正にやっていますよということを明確にすることが、しなければならないのではないかとというふうに私は思うのであります。

もう一つ、先ほど総務課長が答弁いただいたように、蓬田村情報公開条例というのがございます。蓬田村情報公開条例の中では、ここではその条例の設置目的というところを本当は読んでいくべきなのですが、ちょっと時間がないのでそこは省略します。その目的の中に、村が保有する情報の一層の公開を図るというふうになっております。この情報公開条例の第11条において、本人からの開示請求があったときは開示しなければならないというふうになっております。これは後で条文を確認していただきたいと思っております。

もう一つあります。これを開示しないときは、請求者に開示しない理由を提示しなければいけません。これはやっていないと私は思っています。既に私も担当を外れていますので、このときはどうしたか私は確認できません。この開示しない理由を提示して、請求者本人というのは不服であれば、行政不服審査法という法律に基づいて、不服申し立てができることになっています。その申し立てをするためには、いわゆる不開示の通知書に対して、何十日以内にどこどこに申し立てをしなければならないという教示をしなきゃいけないというふうになっているわけですね。私は本人に聞きました。そうしたら、そういうのは一切ございません。その場で帰ってきましたという回答でございませ

た。

私は、こういうふうには条例の解釈も一つおかしく解釈しているのかもしれませんがけれども、もう一つは、情報公開条例にそういうことがあるということであれば、条例違反をしたのと同じだと。要するに法令違反をしていますよということを私は申し上げたいのです。それを私たちは関係ありませんというような顔をしているようでは、私は行政として怠慢だと。重大な責任があるというふうに思うのであります。既に1年以上これは経過してしまった問題ですけれども、請求者本人に対しては、やはり私は何らかの対応をすべきだと思いますが、その辺どう考えますか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 確かに蓬田村情報公開条例第11条におきましては、本人から開示請求があった場合は開示することができるというふうになってございます。平成21年度につきましては、先ほども答弁しましたように、非開示の取り扱いにしたということで、それにならって開示をしなかったというふうに私は解釈しております。それ以上は、どうしてこういうふうになったかはちょっと私もわからないわけですが、これからはやはりそういう開示できるものは蓬田村情報公開条例に基づいて、当然していくべきものと考えております。

また、役場で保管してございます情報公開用文書分類につきましても、やはり毎年度見直すべき項目がないかどうか、やはり毎年度確認して見直すべき項目があれば、見直しをして開示していくことは必要であると考えてございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈議員にお伝えします。時間があと余りありませんので、お伝えしておきます。（「はい、私も時計を見ているので」の声あり）久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 採用に関して3番目です。

今年度も採用試験を実施する旨の村内回覧がございました。受験者本人に対して、今回も1次試験の成績を通知するということができないのかもしれませんが、今まで議論した中で、最低限1次試験の結果というのは、本人に通知してあげたらどうかと私は思います。できない場合は、やはりその理由をご説明願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 今年度も職員の採用試験を実施するわけでございますけれども、第1次試験の成績が本人から開示請求があった場合は、蓬田村情報公開条例に基づいて本人の成績を開示するというふうに考えてございます。したがって、受験者に

対して通知すべきではないかということにつきましては、成績について本人から開示請求することができますので、受験者全員に役場の方から通知するということは考えてございません。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 今までいろいろと質問してきたわけですがけれども、この職員の採用というものについては、やはりこの若い人たちが情熱を持って我が村、蓬田村の発展のために貢献したいと思って受験をしてくださるわけです。それが余りにも不透明で、そして試験前からややもすると合格者の名前が取りざたされたり、そういったことが私の耳にも聞こえてきて、若い人が受ける意欲をなくしています。彼らに対して大変気の毒だなというふうな、私は気持ちでいっぱいであります。

そこで提案したいと思います。県の人事委員会とか、あるいは県町村会とか、こういった公共的な機関と委託協議するとか、あるいはそれ以外の民間の外部機関等に委託するとか、こういった委託をして職員採用決定をしたらどうなのだろうというふうには私思うのでありますが、担当課長か村長が意見をお持ちであればお答えいただきたいと思っています。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 現在、第1次試験につきましては、先ほども話がありましたように、県の町村会の方に実施してございます。それから、第2次試験は面接と作文ということですので、現段階ではこの方式を変えて新たな方式ですというふうな予定はございませんので、ご理解お願いいたします。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 一応職員採用について以上でございます。

職員の定数管理についても通知書ではありましたがけれども、もう既にあと3分か何ぼしかなくなってしまうので、この件につきましては、12月議会の予告編ということで、一応見ていただいて、それまでに対応していただくという方法も考えたかどうかと思います。

以上で私の質問を終わらせて、長い間申しわけございませんでした。終わります。

○議長（木村 修君） 以上で、1番久慈修一君の質問を終わります。

○議長（木村 修君） 日程第3、3番森 弘美君の質問を許します。森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 二つばかり質問します。

我が村では、外灯、防犯灯は自治会設置、消防団枠、村判断設置と、こう三つに分かれておりますが、その基準はどこなのか教えてもらえませんか。担当課長に。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 防犯灯の設置につきましては、目安になるようなことはあります。例えば地区の幹線道路の防犯灯につきましては村が、あとはこれ以外の地区内の道路は自治会とか、そういうふうな目安になるものはございます。ですが、今年度中沢地区、それから、瀬辺地地区、広瀬地区、高根地区に防犯灯を村で設置してございます。その際は、やはり自治会からの要望がありまして、それに基づいて役場の方で調査して、それで設置してございます。

いずれにしても、防犯灯の設置につきましては、消防団の枠とか、そういうふうな枠とか、具体的な基準はないのでございますけれども、自治会並びに消防団とか、そういうふうな要望があった際に、役場で調査し、それとあとは要望があった自治会とか、消防団とか、協議いたしましてそれで設置するようにしております。以上でございます。

○議長（木村 修君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 基準はなく、おおむね自治会なり、消防なり、要求でそうやって設置したと伺いましたけれども、非常に我が阿弥陀川地区は、面積というのかな、非常に広く、外灯なども非常に多いわけなんです。それで、何というのかな、消防団枠とかいろいろあれば、その枠内で村から修理とか、そういうお金がもらえるのかなと思って、今質問しました。どうもありがとうございます。

次に二つ目、公営住宅について、建設始まるかと思うのですけれども、それに伴って集会所、仮の名前でもいいのですけれども、これを建設する予定があるのかないのか。また、あるとしたらいつごろ建設する予定なのか伺います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 集会所の建設をする予定はございます。年度は平成26年度、最終年度を予定してございます。以上です。

○議長（木村 修君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 最終年度、26年度と答弁がありましたけれども、今の公営住宅の建設の土地なわけですよ。今までのあのグリーン団地ではなく。それに今の公営住宅

建設の方にやるとしたら、割と建物自体はどのぐらいの大きさなのか、ちょっとお聞きします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 今はまだ設計の方と、今後変わる予定はあると思います。ただ、今設計上、場所は1工区と2工区のちょうど真ん中辺を予定しております。面積は今のところ約35坪予定してございます。以上です。（「わかりました。ありがとうございます。終わります。」の声あり）

○議長（木村 修君） 以上で、3番森 弘美君の質問を終わります。

---

---

#### 日程第4 一般質問 2番 藤田修一議員

○議長（木村 修君） 日程第4、2番藤田修一君の質問を許します。藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 2番藤田修一でございます。もうお昼近くなりましたけれども、長い時間かからないと思いますので、よろしく願いいたします。

きょうは2点についてお聞きいたします。

まずは、現在ライスセンター、それからトマトの選果場、それから堆肥センター、この三つは農協との、指定管理者制度に基づいて農協に管理委託しているわけですが、すけれども、ちまたで聞くところによれば、村長は直接このライスセンターを役場とか、何というか、そういう団体で運営していくんだというふうなことを言っているようでございます。それで、私の知るところによれば、ライスセンターは古い方は土地、建物ともに農協のもので、新しい方が役場のものだ、私はそう思っているわけですが、これは当時建設したときは、土地は役場で買って農協で建てたという経緯があったと思いますけれども、それは望ましくないというふうなことで、新しいライスセンターで建てる時に土地を農協とやりとりして、土地、建物ともに農協の所有になっていると、私はそう思っているわけですが、詳しいことは当時教育長が組合長だったので、よく御存じだというふうに思っております。どうしてそういうことになった経緯、また、私の聞いている話が本当なのかどうか、村長の本心をお知らせ願いたいというふうに思っています。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 藤田議員の質問に答弁したいと思います。

現在、JA青森農協の財務内容は非常に今厳しいものがあります。今年の総代会では



3億9,000万円ほどの赤字が計上されておりました。よって、その施設、設備の整理、人員の削減と、合理化を徹底しているようでございます。現在のJAは青森農協の状況から見ますと仕方がないものと思われませんが、村内の農家の皆さんからの不安の声、あるいは職員からの不安の声などが生じているようであれば、とても我々行政側としても心配なわけでありまして、旧蓬田村農協と役場が掲げてきた村の農業振興の後退は許されることはできないわけでありまして、いざ何時間あれば、村としても農業振興は村の基本政策でありますから、その責任の一端を担わなければならないと、このように考えております。

とにかく農協の施設、設備のさらなる十分な活用をしてほしいと、そして、営農指導等、農協本来の業務を十分遂行してほしいと、我々常々そう思っているわけでありまして。農協がこれからのこの合理化を一層進めて、農家の不安を誘うようなことだけはしてほしくないものだなと、こう思っております。その上で、我々としても管理者委託契約をどうのこうのということではなく、十分考えていかなきゃいけないだろうと、その運営に当たって協議していかなきゃいけないだろうというように考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、村長から農協の経営状態が非常に厳しいと、それで本来の農協の生産指導、それから、そういう管理もうまくできなくなっているようだというふうなことで、役場ではとりあえず助けたいというふうなお話をいただきました。私は非常にありがたい話で、非常にいいことだと思っているわけですが、ただ一つ、私は気になったのが一つあります。農協に青森の神山市議員が訪ねて行って、蓬田の村長に頼まれてきたというふうな話をしたと聞いております。私は見たわけでありませんので、わかりません。ただ、そういうふう聞いております。どうしてそうなるのかと。私は役場の担当課長なりが係なりが行って、農協にはお話しして、役場が村長の意向を伝えるのが本来の姿じゃないかなと思うわけですが、何でも、何でここに神山さんが介在するのかなというふうなことを非常に、これはちゃんと聞かなければならないなというふうに思っております。非常にそこら辺で村長が一部の人に誤解を受けているようですので、村長からその経緯を詳しく説明願いたいというふうに思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 神山農機に休みの日か、ちょっとそれはわかりませんが、行って田植機械とか、あるいは今の農機具、さまざまなものがどのぐらいするのかとい

うことで、聞きに行つてパンフレットをもらつてきました。いろいろ話をしました。また、その後、大分たつてからまたヤンマーのあそこにも行つて、機械がどのぐらいするのかということいろいろ私も聞いて、こういう場合は、機械とかそういうのがどのぐらいかかるのかということでも聞きに行つたことはございます。神山だけではなく、我々としてもいろいろ情報を集めているわけでありまして、ただ、問題はライスセンターを広げることだけでは決してないわけでありまして、例えば今不耕起あるいはまた管理が徹底していない農地がいっぱいあるわけでありまして、それらをあわせて、例えば役場、あるいは役場ではできませんけれども、団体を支援していくとか、あるいは団体をつくつてそれに役場で助成していくとかという、そういういろいろなやり方がありますけれども、やはりそういうこともこれから考えていかないと、高齢者が離農してどんどん農地が、それこそだめになってしまうと、そういう考え方でいろんなことを研究しているところでもあります。もちろん課長、それから担当者にもそれらについて研究させているわけでありまして。現状はそういう、何ていいますか、まだ具体的にどうのこうのということではなく、やはり将来そういうことも考えていかなきゃいけないのかなというふうに思つて、今私なりに情報を収集しているところでもあります。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、この質問をすれば3回目になるので、少し一つでなくいろんな私の聞きたいことをまとめてお聞きしますので、よろしくお願ひします。

村長の農業を心配する、非常に熱意はわかるわけですがけれども、非常に村長は個性の豊かな方ですので、いろんなやり方、独特のものがあるというふうに私も感じているわけでございます。それが誤解を生む大きなもとだと私は思うわけですが。本来ならば、役場の担当課長、産業振興課長なりを村長の旨を伝えて、こういうことを勉強しろと、こういうことをやりたいんだというふうなことをして、いろんなものを調べたり、資料を取り寄せたりしなければならぬものだと私は思います。ましてやパンフレットをもらいに行つたりする、村長みずから行くというのは、非常に軽率だと私は思います。役場の仕事であるのですから、村長の仕事じゃなくて役場の仕事であるなら担当課長がやればいいんですよ。そして、農機具屋は一つじゃなくて何カ所もあるわけですから、それぞれにパンフレットもらうなり、見積書をもらうなり、構想を話すなりして、集めればよいんじゃないかなと、私はそう思うわけですがけれども、担当課長もこの話を知っているのか、そこら辺を後で、村長の後にでも前でも、担当課長にもお話しいただけたら

など、そう思います。

それからもう一つ、教育長はこの道については、この間までその方のプロですので、恐らく教育長は知っているなど私はそう思っているわけです。教育長に話をしないわけがないと。教育長からもその辺を、自分なりに考えていることを、これは今日は教育長という立場で来ているわけですけれども、一つお話し願いたいというふうに思います。では、3人の方にご答弁願います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 今藤田議員がおっしゃったとおり、非常に蓬田村の将来、将来といっても5年、あるいは10年後にはどうなるのかと、我々、本当に心配しているわけがあります。そして、今おっしゃったような1、2の農機具屋に話をして、まだ行っていないところもありますけれども、私としても、自分としても勉強したいという気持ちで、そういうぐあいに歩いているわけであります。

また、先般はある農機具屋に対しては、課長ともども役場の方に来てもらって我々は説明を受けております。そういう状況でございますけれども、まだまだこれから私の方針として出ていくということではなく、まだ我々は勉強中であるということでございますので、その辺はご理解をいただきたいと思えます。

○議長（木村 修君） 次に、産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 亮君） 春から村長にまずお願いして、農業が大分厳しくなっていると、あわせて農協が合併、広がったことによって、もともと蓬田村は農業で生活しているものでありますので、とにかく農業を再生したいというようなことで、このライスセンターとか、そういう施設にとられることなく、後継者不足となりますので、営農集団、あるいは農業法人と、そういう団体が出てくればいいなということで、それぞれ農協さんを通してパンフレットをもらったり、一緒に来ていただいて、大体お話を聞きながら打ち合わせをしたことは事実でございますが、そういう意味では、今後まだまだ今年も調査期間になっていますので、早ければ来年からでも農家の意向調査とかいろいろ踏まえて、本格的にこういう問題の解決に向けて取り組みしたいというようなことで取り組んでいるところでございます。

○議長（木村 修君） 次に、教育長。

○教育長（八戸良幸君） 通告外突然でちょっととまどうところもありますけれども、確かに村長の方から農業振興を図らなきゃならないと、高齢化する中で耕作放棄地も多く

なっていると、転作もなかなか思うようにいかないというようなこともあって、いろいろ相談を受けて、これから先どのような方法で蓬田村の農業振興を図っていったらいいのかというようなことで、いろいろ相談したりしたことは事実でございます。いずれにしても、こういう農業が大変な時期でございますので、何らかの形で農家の収益を増やすような、そして後継者ができるような、そういう農業振興を村としても積極的に働きかけていく必要があるとは思っております。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） お三方の答弁を聞きました。非常に農業が厳しいのは、今村長が言うとおりに、教育長が言うとおりに、事実でございますが、非常にその趣旨はすばらしいなというふうに思うわけですが、ただ、やり方しだいでは非常な誤解も受けると思います。ですから、十分に村民の、それから農協の事務サイドで話を進めていって、余り村長が先行し過ぎて誤解を受けないようにと私は思っています。ましてや青森の市会議員が蓬田の農業を案じて、蓬田の村長に頼まれて行ったということになれば、蓬田には人材がないのかなど。わざわざ青森の市会議員に頼まなければならないのかなど、そういうふうな誤解も受けます。農協ではそう思ったそうです。神山さんは森内之保留さんの信者ですので、農協の職員は森内さんに入れている人が非常に多いと私は聞いております。神山さんは絶対粗末にできない人だというふうな話もしております。そういう誤解も受けないように、ひとつ物事を進めていってもらいたいというふうに思います。次の質問に入ります。

道の駅建設計画。先般、今年の、昨年じゃない、正月早々だったと思いますけれども、先般の議会では否決となって、建設に対して否決というふうなことになったわけですが、最近、私もメンバーでございますけれども、活性化研究会というのがございまして、その中で議論されております。近々それについて秋田県の方に視察にも行くというふうなことになっております。残念ながら私は農業委員会があって行けないわけですけれども、これは私を感じまして、まだ議員には全然話をしたこともないし、役場でもそれについて話もしていないと。活性化研究会が議題にしているというのは、恐らく村長の意向があるんじゃないかなど、勉強しろというふうなことを村長から言われているんじゃないかなど、私は勝手にそう思っているわけですが、このことについて、この道の駅建設計画というのは、村長はどういうふうにとらえているのかお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 蓬田村活性化研究会が道の駅の視察ということのようでありまして、けれども、これは聞くところによれば、総会のとき決まったということのようであります。私は総会に出席していませんでしたので、その辺はどういう過程でなったかよくわかりませんが、ご承知のとおり、私はこの活性化研究会にそういうぐあいに働きかけるとか、かけないとかということは一切やっておりません。というのは、私も道の駅に視察に行くということ、この前、ちょっと前に分かっただけでありますので、そういうことはありません。ただ、彼らは1年の計画の中でそういうところを建設するとかしないとか、彼らが、どういうぐあいになるかわかりませんが、そういうことで行くのではないのではないかと。そういう施設めぐりしているのではないかと。そういうように私は思っております。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 村長からは特にそういうふうな指示とか、そういう指示といえば、これは非常に村長の下部団体みたいに聞こえるかもしれませんが、そういうことではないのだというふうなことでございます。ただ、この1回頓挫した道の駅、私も反対しました。道の駅計画には私は賛成でございます。ただ、前にも言ったと思いますけれども、だれだれありきだとか、そういうふうな建設はすべきじゃない。建設してだれだれに運営させるのだというふうなことをやるべきではない。私はそう思っています。そういうふうな、前はそういうことで村長は失敗したと思っています。確かに加工場も必要だし、私も欲しいと思っています。直売所もマルシェではもうだめだというふうなことも思っています。ただ、何々ありき、だれだれありきで建設計画をやるのであれば、また失敗するというふうに思います。そうじゃないんだよと、みんなで計画は立てましょうやと、できたときに、これは指定管理者でやると思うわけですが、そうならば課長会議で決定して議会に承認受ければいいのですから、そういうふうな運営をしていったらいいんじゃないかなと。私はそう思うわけですが、村長の考えをお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 藤田議員のおっしゃることはよくわかります。もしそういう誤解が地域の人たちに与えたとすれば、これはまさしく私の不徳の致すところでございます。藤田議員がおっしゃるように、今後自分の言っていることに責任を持って、そして、地

域住民の全体の福祉に反しないようにやっていかなければいけないものだなと、つくづく今、藤田議員から言われてそう思いました。ただ、これからの道の駅から加工センターについては、これからいったん否決されましたので、今のところは我々としても白紙でございますし、今後議会に上程する計画は今のところないわけであります。これからどういふぐあいにまた世の中変わるかわかりませんが、そういうことでございます。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 私は道の駅計画にしろ、それから、先ほど質問した農業者の高齢化に伴う遊休農地の増加とか、そういう問題に非常に村長と同じく、非常に危惧しております。いずれにしても、うまい方向で役場が間に入ってやるというのは、非常にいいことだと私は思います。誤解の受けのないようなやり方で進めていてもらいたいというふうに思いまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、2番藤田修一君の質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 0時17分 散会

上記会議の経過は、事務局長川崎清春が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員